

大阪府福祉のまちづくり条例の改正の考え方（案）の概要

福祉のまちづくり条例	条例の概要	これまでの経緯
	<p>目的：すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるため、都市施設をだれもが安全かつ容易に利用することができるよう整備することで、自立支援型福祉社会の実現に資する</p> <p>構成：第一章 総則（目的、定義、責務） 第二章 福祉のまちづくりに関する施策（施策の基本方針、啓発及び学習の促進等、推進体制の整備等） 第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法第14条第3項による委任事項） 第四章 事前協議及び改善計画（事前協議等、改善計画等・調査、勧告及び公表等） 第五章 雜則（事務処理の特例・規則への委任）</p>	<p>○平成4年10月（公布）、平成5年4月（施行） 全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行</p> <p>○平成15年4月 福祉のまちづくり条例 改正施行（努力義務 事前協議） (コンビニや飲食店等 対象規模の引下げ、オストメイト設備や乳幼児設備等 基準の追加)</p> <p>○平成18年4月 バリアフリー法施行（国土交通省：ハートビル法と交通バリアフリー法との統合・充実）</p> <p>○平成21年10月 福祉のまちづくり条例 改正施行 (一部バリアフリー法の委任条例化に伴い、義務化。建築確認申請で審査。)</p> <p>○平成25年6月 障がい者差別解消法公布（平成28年4月施行）</p>

